

平成 31 年度基本的施策に対する質問

元気派市民の会の大河巴渡子です。

ただいまより、平成 31 年度基本的施策に対する質問を行います。

元気派市民の会は、24 年前の発足当初から「市民が主役のまちづくり」を掲げ、行政は納税者・主権者である市民の意思に基づき市民のための仕事をする地方政府として位置づけ、一方、私達市民は自分たちのまちは自分たちでつくるという、自主・自立の精神と責任を持って、共に力を合わせながらまちづくりに取り組み、持続可能な共生社会を目指して、活動を続けています。活動の基本は、市民が地域で安心して暮らせるまちをみんなで作ることであり、そのためには、まちづくりの基本理念である「個の尊重」「共生の実現」「自治の確立」の推進が求められていることは論を待ちません。

振り返ってみますと、平成 7 年 6 月議会での初めての質問では、まちの主役はそこに住む一人一人であり、安心して暮らせるまちの実現に向け、まちづくりへの市民参画を提唱しました。市民参画こそ、市民の市政への認識や自治への関心も高められるとして、中央図書館と中央公民館等の跡地整備に対して、市民と行政と専門家が協働してのワークショップの開催を提案しましたことを思い出します。

長友市長への最初の質問は、平成 14 年第三回定例会でしたが、市民が新しい市政に期待するものは、との質問に「調布市民は普通の市民感覚、庶民感覚を求め、市民本位の市政運営を期待していると受けとめている」、「公共の担い手も行政だけではなく、市民の力、民間の活力と一体となった力が求められている」、「市民参加が一番重要なのは、公約である『市民との情報共有なくして政策目標の達成なし』の言葉のとおり情報の共有」との答弁でした。同時に、「市民との信頼関係にこたえることができる職員の養成も重要」と語っておられました。

あれから 16 年が経ち長期政権を批判した市長自身が今、長期政権を担っています。総合計画におけるまちの将来像は「みんなが笑顔でつながる・ぬくもりと輝きのまち調布」です。その実現に向け、わたしたちのまちはわたしたちが主体的に責任を持ってつくるという自主・自律の考えのもと、まちづくりを進めていくとして、その第一節に「市民が主役のまちづくり」を掲げ、「まちづくりの主役は市民」と宣言し、参加と協働のまちづくりの推進・情報の共有化を掲げているのはご承知の通りです。

市長の基本的施策では、「市民の安全・安心の確保と市民生活支援を基調として、利便性とうるおいを併せ持つ魅力ある豊かなまち調布の実現を目指し、諸施策を前進させていく」との事です。

しかし、結びには、「世界的なスポーツイベントが 2 年連続で開催される都市として、広域連携に意を注ぎつつ、多摩全体の振興にも寄与する取組を進めるなど、多摩地域を牽引する調布市の役割を果たして参りたい」と述べられています。普通の市民感覚、庶民感覚を求め、市民本位の市政運営を期待されていた市長は、16 年の時を経て、多摩地域を牽引する調布市の役割を果たすことに邁進する決意であり、市民本位の市政運営からは大きくかけ離れていることを危惧するものです。これらのことを念頭に置き、私たちが訴え続けてきた視点から、市政運営について順次質問致します。

はじめに、安心して地域で住み続けられるためにという観点から、国際交流都市宣言 30 周年を契機とした市民が主役の平和政策推進について質問します。

一人ひとりが尊重される社会であるためには、平和であることが前提となります。国際交流都市宣言 30 周年節目の年、被爆地の広島に子ども達を派遣する事業は、子どもたちが平和について自ら学び考える貴重な体験となり、戦争のない平和な社会を築いていく礎になるものと評価しています。前回は、市政 60 周年時に実施されましたが、広島への派遣については、周年記念事業ではなく、毎年実施することに意義があると考え、事業として継続することを提案します。お考えをお聞かせください。

また、市長は平和首長会議に加盟され、活動されています。今後、世界から多くの人が調布市を訪れることが予想されますが、平和活動をしている市民の交流機会として、加盟都市名を記したボードを作成し、郷土博物館や公民館などの一角を使い、調布の平和の歴史を紹介し、折り鶴を一緒に作るなど、平和をキーワードとした市民レベルでの交流の場が、平和を基調とした国際交流につながると思いますが、お考えをお聞かせください。

次に、公平・平等な地域づくりに必要な女性の参画推進について質問します。

社会の半分を担う女性の考え・意見を市政に反映するには、意思決定の場への女性比率のアップやワークライフ・バランスの推進が必要です。

基本的施策では、男女があらゆる分野で対等な立場で能力や個性が発揮できるよう第 4 次男女共同参画推進プランに基づく取り組みを推進するとあります。2015 年国民生活時間調査結果によると、成人男女の家事時間は女性で 4 時間 18 分、男性で 54 分、女性は結婚、子どもの誕生で 6 時間 38 分に増えます。家事時間の差には男性が主に仕事を、女性は家事をという性別役割分担となっていることがわかります。この社会風土になっている考え方を変える努力なしに男女共同参画社会は進みません。

総務委員会で視察した北九州市では、市長が、持続可能な共生社会を創るためには女性政策が重要であると信念を持って取り組んだことで、性別役割分業の風土を大きく変えたとのことです。平成 19 年 2 月の初当選後、10 月には女性副市長が誕生、翌年 2 月には市長以下 21 名で構成する「女性活躍推進！本部」を立上げ人事部人材育成・女性活躍推進課を設置、職員アンケート、管理職、男性職員向け研修も行うなどして女性活躍推進プランを策定しました。3 期目には、市の審議会の女性委員比率を 3 年以内に 50%とする公約も達成しました。

調布市では、介護や子育て中の職員誰もが管理職を目指せる働きやすい職場環境づくりのために、特定事業主行動計画に総労働時間縮減、変則勤務制度等の取組があります。職員が柔軟に運用できるのか、女性管理職が子どもを産み育てながらキャリアを積み上げる仕組みとして活用できるのかが重要ですが、その点について具体的にお聞かせください。

16 年前、長友市長は女性助役を公約に掲げましたが未だ実現していません。女性の参画推進について、長友市長自らリーダーシップを取って取り組んでいただきたいと思いますが、お考えをお聞かせください。

また、審議会・委員会における女性参画率は、長く 30%前後に留まっています。後期基本計画終了時には市長在任 20 年となりますが、任期中に女性参画率 50%達成

を目指す決意についてお聞かせください。

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律も施行され、地方自治体にも必要な施策の策定、啓発活動などの努力が求められています。市では、国連で定めた3月8日の国際女性デーに因んだパネル展を開催し、周知啓発に努めるとの事ですが、パネル展の告知は男女共同参画センターHPに掲載されておらず残念です。せっかくのパネル展が、気づかれずに終了してしまうのではと危惧します。

いずれにしても展示に留まらず、主権者教育の実施こそ重要です。政治分野における男女共同参画推進への取組についてのお考えをお聞かせください。

次に、身近な地域への福祉及び行政の人員配置について質問します。住み慣れた地域で、その人らしい生活ができるトータルケア推進のため、福祉8圏域に地域福祉コーディネーターを今年度2名増員、全圏域に配置し、また地域包括支援センターの担当地区見直しの方向性が示されたことは評価しています。

しかし、団塊の世代が75歳以上になる2025年問題、あるいは80代の親と50代の引きこもりの子どもが社会から孤立し困窮する8050問題、深刻な児童虐待など様々な地域課題解決に向けて、基礎的生活圏域と考えられる小学校区・20区域への地域福祉コーディネーター配置は必須ではないかと思えます。小学校区単位で市民と各種福祉サービスを繋ぎ、市民が協働し地域コミュニティを創り上げていくには、基本計画の初年度である31年度にこそ、将来構想を明確に持つべきであり、今後10年を見通した地域福祉コーディネーター配置の展望をお聞かせください。

また、災害に備えるには、地域コミュニティにおける対応力を高めて行くことも必要です。地域福祉センターを地域の拠点とし、地域課題を把握し、その解決に向けた取組をコーディネートする人材配置も重要です。市は支え合いの地域づくりの観点からも、市民と行政をつなぐ役割を担う人材は重要との認識であることは承知しています。であれば、市として明確な方針を持ち、地域に精通した人材を登用して、市民と行政をつなぐ仕組みを構築すべきと考えますが、お考えをお聞かせください。

次に、介護フェアの早期実施について質問します。2025年には団塊の世代が75歳になり、後期高齢者や認知症高齢者の増加、一人暮らし高齢者の増加など、いわゆる2025年問題への対応が課題となってきます。介護フェア等の開催は、介護を他人事ではなく、身近な我が事として捉え、関心を持ち学ぶきっかけになり、市民にとって優先度の高い事業として、他市の事例も示しながら、市からは「早期実施を求め、実施に向けた議論を深めている」との答弁をいただきました。31年度、介護フェアを市民と協働で実施できるよう周知、啓発にどう取り組むのかお聞かせください。

次に、ケアラー支援について質問します。

介護を受ける者だけでなく、無償で介護を担っている家族などのケアラー自身もまた、仕事や学業などを断念することなく、その人らしい人生が送れるよう社会的な支援が必要であることを指摘してきた結果、市の福祉関連計画にケアラー支援が位置付けられました。基本計画には、家族介護者を始めとしたケアラーの身体的・精神的負担の緩和や介護に関する相談体制の充実、積極的な情報提供、レスパイトケアの促進など

ケアラー支援の充実を図っていくとありますが、基本計画の中では具体的事業の確認が出来ませんでした。

働くケアラーも多い今、ワーク・ライフ・ケア・バランスの視点を取り入れ、介護者同士が悩みを話し合える場づくりや、専門家による介護・健康の相談、介護者向けの講座開催等が実施できる家族介護者支援の拠点となる常設カフェなど具体的な施策展開が必要ですが、基本計画初年度に当たってケアラー支援の具体的なお考えをお聞かせください。

続いて、市民が主役のまちづくり実現という観点から質問します。

はじめに、参加と協働のまちづくりの推進に向けての公文書管理条例の制定についてです。

国においては情報公開法が制定されたものの、2007年に公的年金保険料の納付記録漏れ問題が発覚し、情報公開の前提となる公文書の管理が問題視され、2011年公文書管理法が施行されました。

公文書は、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源で、主権者である国民が主体的に利用できるものとして位置づけられ、行政機関は公文書を通じての説明責任を果たすように求められたところです。公文書管理法では、地方自治体は、条例制定について努力義務が課せられています。

私は昨年6月議会で、市長に市長ご自身の公務日誌を公文書化するかどうかの判断が市長に委ねられている現状は問題があるとして、公文書管理条例を提案しました。市は市政情報を適正に管理し、保存するとともに、市民にわかりやすく、積極的に公開するとある自治基本条例8条に基づき、情報公開条例を定めましたが、公文書管理の条例がありません。何を公文書として管理するのかの判断・基準が市に委ねられている現状は問題があり、公文書を市民財産に位置付け、自治の視点からも条例化に向けて研究・検討すべきと主張しました。

市は、市政情報は市民と市との共有の財産であり、市政情報を公開し、市民への説明責任を果たすことが担保されるよう、適切な文書管理に必要な事項を規則として定めており、他団体の動向を注視すると答弁しました。

そして、31年度の基本的施策では市政経営の基本的な考え方に参加と協働のまちづくりを掲げ、その前提になる市政情報の提供には様々な媒体・機会を通じて効果的な情報発信をしていくとの話でした。情報の『提供』とありますが、そもそも情報の共有化が参加と協働の前提であったはずで、後退した印象は否めません。

そもそも基本構想では、「市民が主役のまちづくりを進めて行くには、参加と協働のまちづくりが必要」とあり、そのためには情報の『共有化』を推進し、行政の透明化を図っていくことが前提とされています。加えて、行革プラン2019にも適正な公文書管理事務を推進することで、市政の透明性・信頼性を高めるとともに市民共有の財産である公文書の適正な管理・保存・公開に取り組むとあります。

つまり、国の公文書管理法の趣旨、地方自治の趣旨、自治基本条例の理念及び条文、また市民共有の知的資源、現在及び将来の市民に対する説明責任の観点から、公文書に関しては議会で議論して市民自治による条例として制定することが必要であるということです。現状の公文書管理では、議会の関与、すなわち市民自治が及びません。

また、他団体の動向を注視するとの答弁でしたが、自治基本条例 11 条では、市は、法令等に基づく市政運営を基本として、政策目的の実現のために、自らの判断と責任に基づいて法令を解釈し、及び運用するとともに、積極的に条例を制定するとあります。

市政情報の市民への提供や共有を積極的に推進されてきた市長は、初当選した平成 14 年第三回定例会で、「市民参加で一番重要なのは、公約に掲げてきた『市民との情報共有なくして政策目標の達成なし』の言葉が示すとおり、情報の共有だ」との答弁がありました。このお考えに変わりがないのかお聞かせください。

また、公文書を市民共有の知的資源として担保することは、市民が主役のまちづくり実現や、参加と協働のまちづくりの推進に向けて欠かすことができません。再度、公文書管理条例の制定を提案します。市長のご見解をお聞かせください。

次に、審議会等の会議の公開に関する条例について質問します。行革プラン 2019 には参加と協働の実践を推進するにあたり、「審議会等の会議の公開に関する条例」の適切な運用に取り組むとあります。審議会・委員会等、市報等への開催案内掲載や報告書にも工夫されていることは評価しています。私は様々な審議会・委員会等を傍聴していますが、条例制定により、傍聴者へのアンケート配布も増え、市民意見を表明する機会の一つとなり、本条例が市民参加の一翼を担っていることを実感しています。更なる市民参加と多様な主体との連携に繋げるために、委員会、審議会、協議会、検討委員会等々について、傍聴者への注意事項、委員名簿、席次表、アンケート、資料等取り寄せなど、条例の趣旨に沿っているのかを確認して、チェックできるようにすることと併せ、傍聴者へのアンケート配布は必須事項にすることを提案しますが、お考えをお聞かせください。

また、慣例から委員委嘱等は非公開ですが、委嘱された委員等の自己紹介は委員会等に臨む姿勢を市民が知る機会になり、非公開はなじまないのではないのでしょうか。委員委嘱等の場を公開する方向で検討するべきです。お考えをお聞かせください。市民参加の一つの形態である審議会条例における意思形成過程の透明性を担保している本条例については、主権者である市民的評価を加え、参加と協働のまちづくりを検証する必要性からも、条例の運用に当たって市民とともに進行管理する仕組みが必要であると考えますが、お考えをお聞かせください。

次に、市民力を生かした環境保全方策について質問します。調布のまちの魅力は身近にある豊かな自然です。私は当初より、市民と協働で自然を守り育てていくための仕組みづくりを提案してきました。前回、生産緑地が不動産市場に流れる危惧がある 2022 年問題を指摘しました。都市農地の位置付けが、「都市にあるべきもの」へ転換したことは、農業を身近なものとして市民が関われる絶好の機会となります。都市農業振興基本法に基づく農業振興計画の策定に当たっては、市民による援農に加え、障がい者の就労の場や高齢者の生きがいの場として、福祉と農業が連携した「農福連携」への取組みに国の支援もあることも視野に入れるなど、様々な可能性を考え、幅広い市民参加による策定が必要だと考えますが、御見解をお聞かせください。

また、市内に残る里山は子どもたちが自然と触れ合えるかけがえのない貴重な空間

です。すでに公有化された「かに山」周辺はどのように活用していくのかと併せ、子ども自身も自然を守り育てることに関わり、自然を慈しむ心を育てられるような体制づくりについては、どう取り組んで行かれるのか、お聞かせください。

花いっぱい運動の取組については、一過性にならないものとして将来にわたって継続して取組むよう新たな中間支援組織を立上げている他団体の事例など可能性を研究とのこと。花いっぱい運動では、今後どのような組織づくりを進め、事業を展開していくのかについてお聞かせください。

調布駅前広場については、さまざまな課題がある中で、ようやくもう一度改めて市民参加で検討する機会が巡ってきました。以前の広場は噴水があり、樹木が茂り、市民が集っていました。新しく生まれる広場が、市民財産として市民に長く愛される広場、市民活動の場としての広場、水と緑を感じられる広場など、環境保全の視点を踏まえた広場となるよう、市民の参加と協働で、コンセプト作りから検討することが必要です。市長のお考えと今後の展開について、お聞かせください。

国、地方を通じて、政治や行政不信につながる報道が相次いでいます。主権者のための政治を忘れた政治家のおごりや主権者にしっかり向き合わない行政の意識の低さを感じます。政治や行政への不信感が増すことは市民にとって不幸なことです。元気派市民の会は、行政は納税者・主権者である市民の意思に基づき市民のための仕事をする地方政府であると位置づけています。市においても、市政運営の基本原則が自治基本条例に定められており、この基本原則に沿って市政は行われなくてはなりません。

首長が誰になっても、その原則は変わることがなく、実際に市民のための仕事を行う原動力は行政職員です。この原則に基づき、全体の奉仕者として誠実、公正な立場から職務を行う事を基本に、情報公開、参加と協働の推進、コミュニティへの支援、政策目的実現に向けた条例制定、市民参加の下での計画策定。財政規律を保持し最少の経費で最大の効果を挙げ、常に市民に寄り添い市民のための仕事をするのが職員としての使命です。

市民一人ひとりが、自ら考え、自主・自立の精神と責任を持って、まちづくりの主体者として力を合わせながら、自治により持続可能な共生社会を目指すために、全職員が市民の暮らしを守る責務を、今まで以上に果たされることを心から願い、期待しています。

この思いを胸に抱きつつ、質問をいたしました。議会での質疑は公開されており、市民が共有すべき情報です。答弁の一つ一つが市民に対するメッセージでもあることを踏まえ、市長をはじめ職員の方々には、質問の主旨をしっかりと受け止めていただき、考え方、方向性を明確にしたうえで、丁寧な答弁をお願いいたします。

—市長答弁—

ただいま、元気派市民の会の大河巳渡子議員から多岐に渡り、御質問をいただきましたので、順次お答えいたします。はじめに、平和施策の推進についてであります。調布市は、非核平和都市宣言及び国際交流平和都市宣言の理念の下、我が国及び世界の恒久平和を追求する立場から、市民と共に各種平和事業に取り組んでおります。そ

うした中、今年・来年と2年にわたって、調布市において世界的なイベントが開催されます。これらのイベントが国際平和の下で開催されることを踏まえ、来年度は、次代を担う子ども・若者たちに、平和について考える機会を提供する取組の一つとして、市内の中学生を対象とした被爆地広島への派遣事業の実施に取り組んで参ります。

折しも来年、2020年は、オリンピック・パラリンピック開催の年であると同時に、国際交流平和都市宣言30周年の節目の年であります。また、市が平和首長会議に加盟して10年が経過する節目でもあります。言葉や文化の違いを超えて、互いに尊重し合い、平和を希求する精神を謳った国際交流平和都市宣言の下、平和首長会議に加盟する都市として、世界中から多くの人々が調布市を訪れる機会を生かして、市民交流につながる平和祈念事業と、国際交流事業の連携を図って参ります。

次に、女性職員のキャリア形成支援と働き方改革についてお答えします。市では、女性職員も含めた多様な視点を市政経営に反映させる観点から、女性職員の活躍推進を全庁的な課題として、特定事業主行動計画第六次行動計画に位置付け、働き方改革と一体的な取組として推進して参りました。第六次行動計画を効果的に推進していくに当たり、調布市特定事業主行動計画推進委員会を設置し、計画初年度である平成28年度から、事務局として、総務部に人材育成・女性活躍推進担当を配置し、計画の着実な推進を図って参りました。

具体的には、女子大学生へのキャリアガイダンスを新たに実施し、職員採用試験における女性受験者の拡大を図ったほか、昇任試験制度の見直しにより、係長職昇任試験における女性職員の受験率向上につなげるなど、現在働いている女性職員の活躍推進に取り組んで参りました。

また、職場環境の整備として、平成28年6月に「時間外勤務縮減及び定時退庁推進に関する方針」を私自ら決定し、変則勤務の試行実施や私自身のメッセージによる定時退庁促進放送、職員提案制度を活用した各職場の好事例の周知、「調布市職員のワーク・ライフ・バランス推進月間」の実施による夏季休暇取得率の向上等に取り組みました。平成30年度については、テレワークの試行実施等を進め、働き方改革の取組を一層強化しております。

現在、第七次行動計画の策定に向けた取組を進めており、これまでの取組を継続し、一層の充実を図るとともに、介護や子育てをしている職員なども含めた、全ての職員が能力を十分に発揮できるよう、新たな取組を推進することとしております。計画の策定に当たっては、平成29年度に実施した職員満足度調査のほか、育児休業や介護休業等の両立支援制度の利用実績、女性職員の活躍推進に関する状況など、庁内全体の実態を把握し、その取組成果と課題を踏まえ、今後の取組につなげていくこととしております。

また、長期的な視点で管理職に占める女性職員の割合を向上させるために、今後、職場ごとの職員配置の男女バランスの差を少なくする検討等により、女性職員の早期からのキャリア形成を図るなど、継続的な取組を進めて参ります。

さらに、安心して働き続けられる環境づくりとして、任期付職員等の代替職員の適正な配置、女性の健康管理に関するセミナーやメンタルヘルス対策、ハラスメント防止対策などに取り組みます。女性職員の活躍推進は、全庁的な重要課題であることが

ら、行動計画への位置付けはもとより、これまでも全職員へ向けた挨拶の機会を通じて本テーマに関する私自身の思いや考え方を発信して参りました。

また、市の女性職員を副市長に登用するために、人材育成を進めていくという考えは、特に持ち合わせてはおりませんが、市政経営における様々な分野で女性職員に一層活躍してもらいたいという思いから、これまで様々な取組を進めております。

こうした取組を通じて、結果的に男女問わず副市長を担い得るような人材が出てくるとすれば、それは望ましいものと考えております。引き続き、計画で位置付けた取組を着実に推進することで、誰もが能力を十分に発揮できる組織づくりを進めて参ります。

次に、審議会・委員会における女性参画率の向上についてです。第4次調布市男女共同参画推進プランでは、男女共同参画意識を育むための体制づくりを重点プロジェクトの1つに掲げ、審議会・委員会の女性参画率の目標値を2021年度までに40パーセントとし、まちづくりへ女性の視点を反映できるよう取り組んでおります。

その中で、市の審議会・委員会における市民、学識委員の推薦を外部団体に依頼する際に、私からのメッセージ「女性の視点を市政へ」を同封し、女性委員の推薦に配慮をお願いしております。また、審議会・委員会等のメンバーは市の職員も多いことから、女性管理職の割合向上の取組を進めるとともに、市の審議会等の委員改選時に担当職員が確認できるチェックシートを新たに作成し、女性の参画率向上のための取組を進めています。

次に、政治分野への女性参画推進に向けた取組については、昨年5月に政治分野における男女共同参画推進法が施行され、地方自治体にも啓発活動などの協力が求められております。今年度は、男女共同参画推進センターにおいて、本日・3月8日の国際女性デーに因み、関連図書や女性をめぐる法律・制度をまとめた年表と婦人参政権のあゆみを展示し、政治分野への女性参画について考える機会を提供しています。今後も、様々な機会を捉え、周知啓発に努めながら、女性の政治参画の推進に向けた取組を推進して参ります。

次に、地域福祉コーディネーターの配置についてお答えします。市では、これまで地域福祉、高齢者福祉、障害者福祉の福祉3計画における圏域が各計画で異なっていることが課題となっていたことから、昨年度の福祉3計画の改定に合わせ、福祉圏域の再編を検討し、8つの圏域に整理、統一化を図ったところです。これを福祉3計画の共通基盤として、専門機関等の担当エリアの再編や、地域での顔の見える関係づくりを進め、地域福祉コーディネーターと地域支え合い推進員が共に連携を図りながら、地域における包括的な相談支援体制と支え合いの仕組みづくりを推進して参ります。平成31年度は、地域福祉コーディネーターを2人増員して、8つの福祉圏域全てに担当を配置するとともに、福祉圏域に合わせて地域包括支援センターの担当区域の再編に取り組みます。こうした取組により、関係機関との連携を図り、各福祉圏域における複合的な福祉課題の解決に取り組む相談・支援機関のネットワークの構築を整備して参ります。

次に、市民と行政をつなぐ仕組みについてです。地域福祉センターは、地域住民の福祉、文化の向上及び住民相互の連帯ときずなを深め、豊かな地域社会の形成を図る

ことを目的として設置しています。その主な機能としては、地域のサークル活動の場や、地域への情報発信の拠点のほか、地域のネットワーク組織である地区協議会の活動拠点ともなっています。地域福祉センターや小学校等で開催される各協議会の定例会議には、地区ごとに担当する市職員が同席し、地域との情報共有や課題解決に向けた提案などの調整を図っています。また、ボランティアコーナーを設置しているセンターでは社会福祉協議会の職員を配置し、様々な活動支援や相談に応じています。そのほか、市民の自発的な地域活動を促進するため、地域におけるコーディネートを担う人材を育成する講座を開催し、継続的な支援の仕組みづくりに取り組んでいます。併せて、将来にわたって、福祉・介護ニーズに的確に対応できる人材を安定的に確保するとともに、専門性を高めるため、福祉人材育成センターを中心に取組を進めて参ります。

御質問にありました、地域に精通した人材の登用については、市として現在、予定しておりませんが、引き続き、地域課題の把握と解決に向け、市民と行政をつなぐ役割を担う人材は重要であるとの認識の下、現行の取組を継続し、地域における多様な主体との連携を図りながら実効性の向上に取り組んで参ります。

次に、介護フェアについての御質問にお答えします。介護フェアについては、介護予防や介護保険制度、相談窓口などの市における様々な施策について、総合的に広い世代に周知を図るとともに、市民が介護を身近な事として捉え、備えるきっかけになるイベントとして、医師・介護関係職員などで構成する認知症連携会議や在宅療養推進会議で、実施に向けた具体的な議論を深めております。2025年を見据えた地域包括ケアシステムの構築に向け、高齢者施策に対する市民の意識醸成を図り、支え合いの地域づくりを推進するため、既存のイベントとの連携を含め、市民や関係団体との協働事業として実施できるよう調整を進めて参ります。

次に、ケアラー支援についてです。介護を要する方が自らの望む場所で生活を継続できるよう、介護を受けている本人だけではなく、介護を担っている家族の身体的、精神的負担を緩和するための支援は重要であると認識しております。市では、福祉3計画において、家族介護者、いわゆるケアラーへの支援をそれぞれ位置付けています。ケアラーの身体的負担や心理的負担の軽減に向けた具体的な取組としては、介護者講座・介護教室事業のほか、ケアラー支援マップを全戸配布するとともに、認知症連携会議において、当事者やその介護者同士の交流の場づくりについて具体的な検討を進めております。

今後、さらに、ケアラー本人やケアラーを支援する団体等のニーズを把握したうえで、介護者同士の交流の場や介護者の一時的な休息の機会の確保など、具体的な支援策について検討して参ります。また、介護を要する方が地域で安心して暮らし続けられると同時に、ケアラー自身も学業や仕事、社会参加等の継続などを含め、自らの望む生活が維持できるよう、効果的な支援の在り方を検討して参ります。

次に、市民参加に関する御質問についてお答えします。私の市政経営の基本的な考えである参加と協働によるまちづくりを推進するうえで、その前提となる市民との情

報共有が重要であることは論を俟ちません。市は、公文書管理法が施行される以前の平成16年4月に、文書管理の基本的な事項を定めた「調布市文書管理規則」を施行し、規則に基づく文書の適正な管理に努めて参りました。文書管理規則は、第1条の目的において、「この規則は、文書の管理について基本的な事項を定め、文書を適正に管理することにより、事務の適正かつ能率的な執行に資するとともに調布市情報公開条例に基づく情報公開制度の円滑な運用に資することを目的とする。」と規定しています。このことは、単に市役所内部の効率的な事務の執行を目的とした文書管理ではなく、市政情報は市民と市との共有の財産であり、市政情報を公開し、市民への説明責任を果たすことが担保されるよう、適切な文書の管理に必要な事項を定めたものと認識しております。

公文書管理法の施行後、文書管理規則を改正し、新たに歴史資料の引き継ぎや保存等についての規定を加え、法で規定されている、現用文書の管理、整理、保存から歴史公文書としての移管や保存まで適正に管理しております。公文書管理に関する条例化については、文書管理規則により、現用文書から歴史資料までの管理体制は整備できているものと認識していることから、引き続き、他団体の動向を注視して参りたいと考えております。

次に、審議会等の会議の公開に関する条例についてお答えします。会議の公開に当たっては、委員名簿や座席表も含め、傍聴者にとって分かりやすい会議資料の提供に努めるとともに、傍聴者からの意見聴取については、審議会等の会議の性質や議題により、必要に応じて、これまでも実践してきたところであり、特に計画策定を伴う会議については、傍聴者へのアンケートを実施するなど、今後も広く市民意見の把握に努めて参ります。

一方で、議題に先立って行われる委員の委嘱時における公開の取扱いについては、個人情報などの非公開情報を含め、特別な配慮が必要な場合もあるなど、会議の性質によっては、運用上の課題も見られることから、今後も可能な対応を検討する中で条例の適切な運用を図って参りたいと考えております。こうした審議会等の会議の公開に関する運用については、市民参加と協働に関する実践状況報告書として取りまとめる中で、運用上の課題を整理するとともに、報告書の公表と合わせて会議の公開に関する御意見をいただく取組など、政策形成過程における透明性向上につなげられるよう努めてきたところであります。

今後も、参加と協働を推進していくための前提となる、市民と市がまちづくりに関する情報を適切に共有していく観点から、市民参加推進協議会等を通じて、会議の公開に関する運用状況や課題を整理するとともに、実践を通じていただいた御意見などを踏まえながら必要な運用改善を図って参ります。こうした取組を重ねていく中で、会議の性質に応じて可能な範囲で、引き続き、条例の趣旨を踏まえた運用改善に努めて参ります。

次に、農業振興計画の策定についてお答えします。

都市農地は、新鮮で安全・安心な農産物の供給に加え、身近な農業体験・交流活動の場の提供、災害時の防災空間の確保、やすらぎや潤いをもたらす緑地空間の提供、

環境の保全といった多面的な役割を有しています。平成27年の都市農業振興基本法の施行に伴い、国において、都市農業振興基本計画が策定され、従来、「宅地化されるべきもの」とされていた都市農地の位置付けが、「都市にあるべきもの」へと大きく転換され、都市農業の振興に向けた施策の方向が示されました。一方、市内の農地面積は、平成5年から平成30年までの25年間で約6割に減少しています。この背景には、都市化や高齢化の進行のほか、相続に伴う農地と農業従事者の減少といった課題があり、国や東京都、農業従事者や農業関係団体など、多様な主体と連携した都市農地の保全・活用の取組が求められています。

このため、後期基本計画においては「都市農地の保全・活用」を重点プロジェクト事業として位置付けるとともに、計画的な都市農業の振興と都市農地の保全・活用に向け、平成31年度は、農業振興計画の策定に取り組みます。計画の策定に当たっては、都市農業振興基本法を踏まえ、農業従事者や農業関係団体のほか、有識者や市民など多様な主体とともに、策定段階に応じ、委員会やアンケート調査など、様々な市民参加手続を実践しながら計画づくりを進めて参ります。

次に、「かに山」周辺の活用についてお答えします。深大寺自然広場や野草園周辺は、現在も里山の風景など貴重な自然環境が残っており、市民の安らぎや憩いの場所として親しまれています。深大寺・佐須地域につきましては、平成26年3月に策定した「深大寺・佐須地域環境資源保全・活用基本計画」において、貴重な自然環境が残されたこの地域の都市農地や環境資源を保全・活用していくこととしています。

その中で、平成29年度に土地開発公社が公有地として先行取得した土地については、市内に残る貴重な里山の環境を保全するため、市民団体等と連携・協働しながら、暫定活用を図っています。今後は、地域住民や市民団体などと意見交換を行いながら、周辺の土地利用状況を踏まえ、2020年度以降の活用に向けた検討を進めるとともに、深大寺自然広場の中期的な保全管理計画を策定して参ります。

また、子どもたちと自然とのふれあいに関する取組については、環境基本計画において、環境活動を継続する担い手の育成と啓発活動の推進を施策に掲げ、自然体験学習や小・中学生などに向けた啓発活動を実施しているところです。

今後、学校での環境教育や地域での環境学習を通じて、ふるさと調布の自然を身近に感じる貴重な場で環境活動を担う人材の育成に取り組んで参ります。

次に、花いっぱい運動の取組についてです。調布市緑の基本計画では、重点計画として「花と緑のまち計画」を定め、市内各駅周辺を「花と緑のまち地区」と位置付け、花と緑の演出による街並みの形成を目指しています。

ラグビーワールドカップ2019や東京2020大会には、国内外から多くの来訪者が見込まれることから、そのおもてなしの環境づくりとして、市民と協働して花いっぱい運動を充実させる良い機会になると考えております。平成30年度は、飛田給駅周辺において、花いっぱいサポーター養成講座の受講者と連携・協力して花と緑で装飾する取組を実施したところです。平成31年度は、おもてなしの環境づくりとして、飛田給駅周辺に加え、調布駅、西調布駅周辺において、駅前ロータリー中央部の植栽帯を利用した花の植え付けのほか、主要市道におけるスタンド型コンテナの設置や既存の植栽柵(ます)を活用した花でまちを彩る取組を実施することとしています。併せて、花いっぱいサポーターの養成講座を開催する中で、人材育成も含めたトータ

的なサポート体制の構築など、東京2020大会開催後においても緑の保全や創出に関する参加と協働の輪が広がるよう取り組んで参ります。

最後に、調布駅前広場の整備に向けた今後の取組についてお答えします。

調布駅前広場については、地下方式による連続立体交差事業の計画とともに、南北一体の街づくりを進めていくため、これまで10数年にわたり検討会や意見交換会、アンケート調査など様々な市民参加手法を実践しながら協議・検討を重ねて参りました。現在、バス運行などに支障が生ずることがないように配慮しながら、北側から段階的に整備を進めています。また、駅前広場の南側において、今後、開放される駅前エリアは、秋のラグビーワールドカップにおけるファンゾーンの展開に活用し、ワールドカップの盛り上げと市内のにぎわい創出につなげて参ります。

その後、翌2020年のオリンピック・パラリンピック終了後に、駅前広場整備を進めていく予定としており、駅前広場の完成時期については、2023年度のロータリー部の完成、2025年度に広場空間である歩行空間も含めた全体の完成を目指して参ります。

調布駅前広場は、これまで同様、各種イベントでの利用などにより、賑わいのある調布ならではの空間も継承しつつ、鉄道とバス等との乗り継ぎの交通利便性の向上とともに、環境機能として、樹木やベンチ等の配置によりだれもが憩える空間を備え、にぎわいの創出や市民のふれあい、交流が育まれる広場空間を創出していきたいと考えています。

そのため、今後の整備に当たっては、これまで積み重ねてきた市民参加の成果や関係機関等との協議による条件整理を前提としつつ、駅前広場機能の再確認や検証を行う中で、市民参加手法を実践し、市民や駅利用者などの意見を踏まえながら、環境空間としての機能や設えについて、最終案を取りまとめ、広く市民に親しまれる駅前広場の整備に取り組んで参ります。

以上、元気派市民の会、大河巳渡子議員からの御質問に対する答弁とさせていただきます。ありがとうございました。